

憲法に保障された労働者の団結権を守れ！ 一方的な組合事務所退去を撤回しろ！ ～大阪市労組連・大阪市労組が地裁へ提訴～

3月14日、大阪市労組連・市労組は、憲法に保障された働く者の団結権を無視する一方的な退去通知の撤回を求め、大阪地裁へ提訴を行いました。

橋下市長は、施政方針演説で「組合事務所は庁舎から出て行ってもらう。」と労働組合敵視の発言を行い、1月30日には「組織改編、行政スペース確保」を理由に、すべて合意済みにもかかわらず、来年度から使用を拒否する通告を行ってきました。



市労組連・市労組は、直ちに要求書を当局に提出し交渉を求め、中之島庁舎が狭隘ならその理由を明らかにすること、代替措置を示せば検討することを申し入れていました。しかし、今日に至っても「説明」すら行われていません。また、交通局でも庁舎内での一方的な組合掲示板の撤去の通告が行われており、建交労などが、大阪府労働委員会へ救済申し立てを3月15日に行いました。

記者会見で大阪市労組連の竹村副委員長（大阪市労組委員長）は提訴に至った経過や思いを述べ



た中で「密告・強制のアンケートは住民サービスに奮闘する自治体労働者の誇りと人間の尊厳を踏みにじり、凍結された後も職員の心の傷は深まる一方です。しかし、今、全国の労働者や市民の激励の声があがっています。その声にこたえ、私達は明るく働きがいのある、そして、住民の福祉向上させるまともな大阪市にするために奮闘していきます。」という決意を表明しました。

これは、大阪市だけの問題にとどまらず、全国の労働運動に影響を及ぼす、憲法と労働組合法の精神から逸脱し権利を侵害するものです。大阪労連は、大阪市内での憲法無視や労働組合への権利侵害を阻止するたたくいにこれからも全力をあげて取り組んでいきます。

憲法に保障された働く者の団結権を無視する一方的な退去通知の撤回を

労働組合への事務室の退去通知、行政財産不許可通知に対するたたくいについて（声明）

2012年3月14日

大阪市労働組合総連合・大阪市役所労働組合

橋下市長は、昨年12月26日の市議会で交通局内での「職務専念義務違反」問題などが提起されたことに関連して「庁舎内での組合の政治活動は認めない。早ければ来年3月末までに庁舎内にある労組事務所について退去を求める」と発言しました。また、1月4日に大阪市労働組合連合会（市労連）委員長が市長に謝罪したことが大きく報道される中で、橋下市長による労働組合への敵視・排除の姿勢は一層強行なものとなり、憲法違反・思想調査の「職員アンケート」が「業務命令」で実施されるという暴挙に続き、本庁舎から労働組合事務所の退去が強

行されようとしています。

大阪市役所労働組合(略称は市労組)は、1990年7月22日に結成し全労連に加盟した労働組合です。また、大阪市労働組合総連合(略称は市労組連)は、1991年1月に全労連加盟の5つの労働組合によって結成された労働組合の連合体です。従って市労連とは別の労働組合です。

私たちは橋下市長の発言がマスコミで報道される中、総務局に何度も問い質しを行ってきましたが、「当局は検討していない」との回答が繰り返されました。しかし、突然1月30日に総務局長名で「組織改編に伴う新たな行政事務スペースが必要」として4月以降は貸与しないとの「退去通知」が出されました。

市労組連・市労組は、「退去通知」に記載された理由が橋下市長の言う「労働組合の庁舎内での政治活動」と異なること、「確認書」(2009年3月)により2011年度以降も貸与の合意があること、さらに、これまで労使協議によって確認されていたものが、一方的な「通知」のみでは済まされないことを主張し市側に再検討するよう強く求めてきました。

橋下市長が言うように「労働組合の政治活動」が退去の理由であるならば労働組合法に抵触する明らかな「不当介入」であります。その批判を免れるために「行政事務スペース」との理由付けを行ったのであれば、許しがたいと態度だと言わざるを得ません。

私たちは、2月17日に「平成24年度の使用許可申請」を申請しました。しかし、市側はこの申請に対しても誠意ある説明を一切行わず2月20日付で総務局長名での再度の「退去通知」と橋下市長名での「不許可通知」を出してきました。

私たちの組合事務所が本庁舎で貸与されたのは6年前の2006年7月からです。これはいわゆる「大阪市問題」によってそれまでの市当局と市労連との労使癒着が否定され、労使関係が一部改善される中で、市側の要請と労使協議のもとで実現したもので

す。それまでは私たちの組合事務所は大阪市の関連施設で貸与されていました。

このような経過から「退去理由」が正当であれば、本庁舎での貸与にこだわらないことを市側に伝え、2月28日には①「本庁舎の狭隘」についての詳細な説明を行うこと②「本庁舎が狭隘」ならば他の施設(市関連)での代替室を検討すること、を申し入れてきました。しかし、市側は「管理運営事項であり交渉は出来ないが、説明責任は果たす」と回答したものの、その後も「本庁舎は狭隘」「本庁舎外の市の施設にも貸与スペースがない」との回答に終始しました。

私たちは、市側に繰り返し誠意ある労使協議を要請し続けてきましたが、退去期限の3月末が間近となるなか、現状では協議による解決が困難との判断から本日の訴訟を決意するに至りました。

市労組連・市労組は、住民福祉の増進をめざす地方自治の発展と子どもたちに豊かな教育環境が実現することをめざし、教・職員が働きがいをもって職務に専念できる労働環境の確保をめざして微力ながらとりくんできました。また、「貧困と格差」が広がるなか、働くルールの確立や社会保障の充実、平和や環境問題など市民・職員の生活の向上に結びつく政治的な課題にもとりくんできました。これは、憲法に保障された正当な活動です。その活動の基盤となる組合事務所が貸与されることも法に基づく正当な権利であり、法を守る手本となる公の機関が法を逸脱することを私たちは認めることはできません。

労働相談センター学習交流会

産別と地域が一体となった宣伝と労働相談活動で、未組織労働者の組織化、労働者の権利侵害を許さない取り組みがすすめられています。

労働相談センターが学習交流集会を開催します
ので、積極的にご参加ください

日時：2012年4月14日(土)

13:30~17:00

場所：国労会館・3F大会議室